

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市ふれあいる一む21通所許可者名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課（教育支援センター） 電話番号 0476-20-1414	
個人情報ファイルの利用目的	成田市教育支援センター内ふれあいる一む21へ通所する児童生徒に適切な指導を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6健康状態、7欠席状況、8学業成績、9所見	
記録範囲	成田市教育支援センター内ふれあいる一む21に通所希望する児童生徒	
記録情報の収集方法	保護者からの通所希望書を基に学校から通所許可申請書を提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	災害共済給付オンライン請求システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	市立幼稚園及び学校管理課における児童生徒の災害に対し、医療費給付業務を円滑に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4災害発生日、5保護者名、6傷病名、7給付額	
記録範囲	市立幼稚園及び小中義務教育学校の児童生徒	
記録情報の収集方法	幼稚園長、学校長から災害発生状況報告書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	独立行政法人日本スポーツ振興センター (根拠) 独立行政法人日本スポーツ振興センター発行操作マニュアル	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課 (所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	心身障害児教育支援委員会に係る個人記録	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課（教育センター） 電話番号 0476-20-2922	
個人情報ファイルの利用目的	障害のある児童の適切な就学先を審議するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5親族関係、6電話番号、7家庭生活の状況、8病歴、9障害、10審議会答申（就学先）	
記録範囲	小学校、義務教育学校、特別支援学校に次年度就学する児童	
記録情報の収集方法	保護者からの聴取、保育園・幼稚園等での観察及び担当職員からの聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	成田市心身障害児教育支援委員 （根拠）成田市心身障害児教育支援委員会条例第7条	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課 （所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	遠距離通学費補助金交付申請書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	遠距離通学費補助金業務を円滑に実施するため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4通学距離、5通学手段	
記録範囲	市内小中義務教育学校の児童生徒のうち、片道の通学距離が4キロメートル以上のバス通学又は自転車通学の者	
記録情報の収集方法	学校長から遠距離通学費補助金交付申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特別支援教育就学奨励費補助金調書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	特別支援学級児童生徒援助費補助金業務を円滑に実施するため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4収入、5課税・納税額、6障害	
記録範囲	市内小中義務教育学校の特別支援学級に在籍又は通常学級に在籍し学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒	
記録情報の収集方法	保護者から提出された収入額・需要額調書を基に学校から対象者名簿を提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	認定特別支援学校就学者通知書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課（教育センター） 電話番号 0476-20-2922	
個人情報ファイルの利用目的	県立特別支援学校に転学・入学する児童生徒を県に通知するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4障害区分、5住所、6保護者、7就学予定校、8就学予定期日、9電話番号、10病歴、11諸検査等の記録、12所見	
記録範囲	特別支援学校に入学する児童生徒	
記録情報の収集方法	保護者からの聴取及び検査結果の提出、保育園・幼稚園等からの観察記録票の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県教育振興部特別支援教育課 （根拠）学校教育法施行令第11条、第12条第2項	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課 （所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	教育措置児童・生徒一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課（教育センター） 電話番号 0476-20-2922	
個人情報ファイルの利用目的	特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人に適切な支援を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3転籍先学級（障害種）、4在籍校、5学年、6学籍異動日、7性別、8住所、9保護者氏名	
記録範囲	市内小中義務教育学校通常学級及び特別支援学級在籍者	
記録情報の収集方法	学校から教育支援資料の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	成田市心身障害児教育支援委員 （根拠）成田市心身障害児教育支援委員会条例第7条	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	学校保健安全法医療券	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	要保護及び準要保護児童生徒の学校保健安全法施行令第8条に定められた疾病の治療に対し、医療給付業務を円滑に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5要保護・準要保護の種別、6疾病名	
記録範囲	市内小中義務教育学校に在籍する学校保健安全法施行令第8条に定められた疾病にかかった要保護準要保護児童生徒	
記録情報の収集方法	健康診断結果を基に学校から申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	消防機関への情報提供同意書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	アレルギー疾患を持つ児童生徒がアナフィラキシーショックを発現した場合に、迅速かつ適切な対応を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6病歴、7主治医、8所見	
記録範囲	市内小中義務教育学校に在籍する自己注射が可能なエピネフリン製剤の処方を受けている児童生徒	
記録情報の収集方法	保護者から提出された同意書を学校から提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	健康上配慮を要する児童生徒一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	基礎疾患、アレルギー等を持つ児童生徒を把握し、事故発生時に既往歴等を確認するため	
記録項目	1氏名、2性別、3学年、4病歴、5主治医、6所見	
記録範囲	市内小中義務教育学校に在籍する健康上の配慮を要する児童生徒	
記録情報の収集方法	学校から報告書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	児童・生徒結核健康診断・精密検査対象者一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	対象者に結核精密検査を実施し、児童・生徒の健康管理を円滑に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5家庭生活時の状況、6健康状態	
記録範囲	市内小中義務教育学校の児童生徒	
記録情報の収集方法	診断結果を基に、学校から対象者の報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	(公財) ちば県民保健予防財団 (根拠) 学校保健安全法第13条	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課 (所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	腎臓疾患（第三次）集団検診受診者名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	対象者に尿精密検査を実施し、児童・生徒の健康管理を円滑に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号	
記録範囲	市内小中義務教育学校の児童生徒	
記録情報の収集方法	診断結果を基に、学校から対象者の報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	精密検査を実施する医療機関 （根拠）学校保健安全法第13条	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課 （所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	就学時児童健康診断一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	新入学児童の健康状態を把握し、保健上必要な措置をとるため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5親族関係、6戸籍の身分事項、7健康状態、8病歴、9障害、10所見	
記録範囲	市内小中義務教育学校就学新入学児童	
記録情報の収集方法	市民課から対象者リストの提供 学校から健康診断結果の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	スクールバス利用児童生徒名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	バスルート、バス停及び各バス停に乗り降りする児童生徒を決定し、スクールバスを安全に運行するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5利用バス	
記録範囲	市内小中義務教育学校の児童生徒	
記録情報の収集方法	学務課から住所等の提供を受け、保護者へ依頼した調査書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	スクールバス運行委託契約業者 (根拠) 学校保健安全法施行規則第29条の2	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	事故報告書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒が遭遇した事故に対し、適切な対応を図るため	
記録項目	1氏名、2住所、3災害発生日、4保護者名、5発生状況	
記録範囲	成田市小中義務教育学校に在籍し、事故に遭遇した児童生徒	
記録情報の収集方法	学校から報告書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	教職員健康診断等結果	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	教職員等の健康管理を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4職業、5健康状態、6病歴、7所見、8医療機関	
記録範囲	市内小中義務教育学校に在籍する教職員	
記録情報の収集方法	本人から健康診断結果の提出 検査機関から結果の報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県教育振興部保健体育課 (根拠) 学校保健安全法第16条	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課 (所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	学校医等台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	学校医等の業務を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4学校医歴	
記録範囲	成田市小中義務教育学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師	
記録情報の収集方法	本人及び医師会からの聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	課外活動支援指導者一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	部活動の専門的な指導を希望する学校に、専門的な知識・技能を有する者を派遣するため	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢、4職業、5資格、6指導競技	
記録範囲	成田市小中義務教育学校における課外活動支援指導者	
記録情報の収集方法	学校から派遣申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	タブレット端末等貸与申請兼誓約フォーム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	タブレット端末の所有状況を把握し適切に管理するため	
記録項目	1氏名、2保護者名、3メールアドレス、4貸与端末、5誓約内容	
記録範囲	成田市小中義務教育学校の児童生徒	
記録情報の収集方法	保護者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	家庭用モバイルWi-Fiルータの貸与申請兼誓約フォーム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	モバイル用Wi-Fiルータの貸与端末を把握し適切に管理するため	
記録項目	1メールアドレス、2学校名、3学年 4学級、5児童生徒氏名、6保護者氏名、7保護者住所、8保護者連絡先	
記録範囲	モバイルWi-Fiルータを貸与している成田市小中義務教育学校の児童生徒	
記録情報の収集方法	保護者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	生活習慣病予防検診・貧血検査有所見者一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	希望する対象者に個別相談を実施するにあたり、医師に情報提供を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4検査結果	
記録範囲	市内中学校義務教育学校（後期課程）の生徒	
記録情報の収集方法	検査機関から結果の報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	成田市学校保健会理事 （根拠）成田市健康増進計画	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	校務支援システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	成田市立小中義務教育学校児童生徒の学齢簿情報の他、成績情報、出欠の記録及び健康診断情報等の一元管理のため	
記録項目	1児童生徒氏名、2性別、3生年月日、4住所、5保護者氏名 6成田市GIGAアカウント※、7各教科の学習の記録、8行動の記録 9総合所見、10出欠の記録、11身長、12体重、13視力、14聴力 15耳鼻咽喉疾患、16栄養状況、17脊柱・胸部、18皮膚疾患、19結核 20心臓、21尿、22眼科、23歯・口腔、24生活習慣病・貧血 25入学前の経歴、26進学先	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒	
記録情報の収集方法	学齢簿及び、各学校の学級担任等からの入力	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	株式会社内田洋行 (個人情報の保存するサーバーを運用する事業者のため)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考	※成田市GIGAアカウントとは、管理用AppleID、Googleアカウント、Microsoft365アカウントの総称としている。	

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	学校向け学習eポータル「L-Gate」	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	・成田市立小中義務教育学校児童生徒及び教職員の成田市GIGAアカウント※の作成や修正及び削除等の管理のため。 ・学習履歴等を含むアクセスログの取得のため。 ・文部科学省CBTシステム「MEXCBT」にログインするためのアカウントの一元管理のため。	
記録項目	1学校名、2児童生徒氏名、3学年、4学級、5出席番号 6アクセスログ、7教職員氏名	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	各学校における就学情報等の情報入力及び年度更新作業	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	株式会社内田洋行 (個人情報の保存するサーバーを運用する事業者のため)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考	※成田市GIGAアカウントとは、管理用AppleID、Googleアカウント、Microsoft365アカウントの総称としている。	

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市GIGAアカウント	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	・各種アカウント提供会社が配信する教育用ツールを利用するため。 ・各種アカウントの SS0 機能を利用したクラウド型授業支援アプリ及びソフトウェアを活用するため。 ・学習履歴等を含むアクセスログを取得するため。	
記録項目	1児童生徒氏名、2学年、3アクセスログ 4学習履歴	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	各学校における L-Gate への就学情報等の情報入力及び年度更新作業	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	Apple、Google、Microsoft (個人情報の保存するサーバーを運用する事業者のため)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課 (所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考	成田市 GIGA アカウントとは、以下3アカウントの総称とする。 (管理用Apple ID、Googleアカウント、Microsoft365アカウント)	

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	total ID データファイル	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	・ デジタルドリルにより、児童生徒の主体的な学びをサポートし、習熟度に応じた問題解決を行うため。 ・ 学習状況について、当該児童生徒の他、教職員がログを通じて確認するため。 ・ 学力調査のCBT化のため。 ・ 学力調査の記録とデジタルドリルの連携により、個別最適な学習を実現するため。	
記録項目	1学校名、2児童生徒氏名、3学年、4学級、5出席番号 6学習履歴、7アクセスログ、8学力調査の記録	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	各学校における就学情報等の情報入力及び年度更新作業	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	東京書籍株式会社 (個人情報の保存するサーバーを運用する事業者のため)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	ロイロ・ノートスクール データファイル	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	・クラウド型授業支援アプリを利用するため ・学習履歴及びアクセスログの管理をするため	
記録項目	1学校名、2児童生徒・教職員氏名、3学年、4学級、5出席番号 6学習履歴、7アクセスログ	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	各学校における就学情報等の情報入力及び年度更新作業	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	株式会社 Loilo (個人情報の保存するサーバーを運用する事業者のため)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課 (所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	図書管理システム「TOPNET」 データファイル	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	学校内の蔵書やそれを利用する児童生徒のデータを登録し、貸出・返却・予約などのカウンター業務や、蔵書の登録・管理を行うため	
記録項目	1学校名、2児童生徒氏名、3学年、4学級、5出席番号 6読書履歴	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	各学校における就学情報等の情報入力及び年度更新作業	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	株式会社リブネット (事業者においてアカウントの登録作業等を行うため)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課 (所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	図書検索システム「ぽけっと図書館」 データファイル	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	・タブレットにより学校の蔵書検索が行うことで、図書を活用した学習の効率化を図るため。 ・読書後の感想の共有により、読書に対する意欲を高めるため。	
記録項目	1学校名、2児童生徒氏名、3学年、4学級、5出席番号 6読書履歴	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	各学校における就学情報等の情報入力及び年度更新作業	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	株式会社 TRC 図書流通センター (事業者においてアカウントの登録作業等を行うため)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	ClassCloud データファイル	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	・クラウド型授業支援ソフトウェアを利用するため ・学習履歴及びアクセスログの管理をするため	
記録項目	1学校名、2児童生徒・教職員氏名、3学年、4学級、5出席番号 6学習履歴、7アクセスログ 8googleアカウント	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	各学校における就学情報等の情報入力及び年度更新作業	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	株式会社 Mikulak (個人情報の保存するサーバーを運用する事業者のため)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課 (所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	LITALICO教育ソフト データファイル	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課（教育センター） 電話番号 0476-20-2922	
個人情報ファイルの利用目的	・クラウド型特別支援教育支援アプリを利用するため ・個別の支援計画、個別の指導計画の作成と管理のため	
記録項目	1学校名、2児童生徒・職員氏名、3住所、4生年月日、5学年、6学級、7出席番号、8電話番号、9googleアカウント、10病歴、11障歴、12その他生活上の行動記録等	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒（要配慮個人情報については、特別支援学級に在籍する児童生徒及び合理的配慮申請が行われた児童生徒）	
記録情報の収集方法	各学校における生徒の様子や学習内容に関する情報入力	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	株式会社LITALICO （個人情報の保存するサーバーを運用する事業者のため）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	チャットもシンク データファイル	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	・クラウド型生成AI活用支援機能を利用するため ・学習履歴及びアクセスログの管理をするため	
記録項目	1学校名、2児童生徒・教職員氏名、3学年、4学級、5出席番号 6学習履歴、7アクセスログ 8googleアカウント	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒（要配慮個人情報については、特別支援学級に在籍する児童生徒及び合理的配慮申請が行われた児童生徒）	
記録情報の収集方法	成田市立小中義務教育学校の小学校（前期課程）4年生～6年生の児童生徒及び市内全教職員	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	株式会社 KONICA MINOLTA （個人情報の保存するサーバーを運用する事業者のため）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	らっこたん データファイル	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課 電話番号 0476-20-1582	
個人情報ファイルの利用目的	・タッチタイピングの技能や情報活用能力の習得のためのクラウド型デジタル教材	
記録項目	1 学校名、2 児童生徒・教職員氏名、3 学年、4 学級、5 出席番号 6 学習履歴、7 googleアカウント	
記録範囲	成田市立小中義務教育学校の児童生徒（要配慮個人情報については、特別支援学級に在籍する児童生徒及び合理的配慮申請が行われた児童生徒）	
記録情報の収集方法	成田市立小中義務教育学校の児童生徒及び市内全教職員	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	株式会社 教育ネット （個人情報の保存するサーバーを運用する事業者のため）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		